

改正債権法の要点解説 (11)

—消費貸借・使用貸借—

改正債権法の要点解説第11回では、消費貸借と使用貸借に関する主要な改正点を解説します。

改正前の民法のもとでは、消費貸借は要物契約として整理されていましたが、改正法は、諾成的消費貸借に関する規定を新設し、両者を並置しました。一方、従来、消費貸借と同様に要物契約として整理されていた使用貸借は、要物契約から諾成契約へと変更されました。そのほか、消費貸借・使用貸借ともに、従来の判例法理や通説的解釈を明文化した規定が設けられています。

第1 消費貸借

1 諾成的消費貸借

(1) 諾成的消費貸借に関する規定の新設

改正前の民法のもとでは、消費貸借契約は要物契約とされ、契約の成立には当事者の合意のほかに目的物の引渡しが必要とされていました（改正前§587）。もっとも、金銭消費貸借契約を例にとった場合、借主が現実に金銭を受領しない限り契約が成立しないのでは、借主の金銭の調達に不確実性が残り、借主が不安定な立場に置かれてしまいます。

実務上は、これまでも当事者間の合意のみで契約の成立を認める諾成的消費貸借契約が広く利用され、判例（最判昭和48年3月16日）も諾成的消費貸借契約を承認していました。改正法はこうした点を踏まえ、改正前の民法が規定していた要物契約としての消費貸借（§587）とともに、諾成的消費貸借に関する規定（§587の2）を並置することとしました。

(2) 成立要件（要式契約としての諾成的消費貸借）

改正法は、軽率な合意によって貸主又は借主に酷な結果が生じることを防ぐために、諾成的消費貸借契約は、書面又は電磁的記録（以下「書面等」といいます。）をもってされることを必要としています（§587の2IIV）。

(3) 借主の解除権、貸主の損害賠償請求権

諾成的消費貸借契約の成立後、目的物の引渡し前に、借主が当該目的物を借りる

必要がなくなった場合も、借主を契約に拘束し続けるのは合理的ではありません。そこで、改正法は、借主は目的物を受け取るまでの間は、契約を解除することができるものとし（§587の2Ⅱ前段）、一方で、契約を解除されたことによって貸主が損害を受けたときは、貸主は借主に対して損害賠償の請求ができることを規定しました（§587の2Ⅱ後段）。

(4) 破産手続が開始された場合

借主が貸主から目的物を受け取る前に、借主又は貸主の一方が破産手続開始の決定を受けたとき、諾成的消費貸借契約の効力は失われます（§587の2Ⅲ）。改正前の民法のもとでとられていた解釈を明文化したものです。

2 準消費貸借契約

準消費貸借契約とは、金銭その他の代替物を給付する義務（旧債務）を負う者が、旧債務を消費貸借の目的としてする契約のことを言います。例えば、売買契約の当事者間で、買主の代金債務（旧債務）が未払いになっている場合に、この代金債務を消費貸借の目的として、分割払いの約定をして準消費貸借契約を締結する場合です。

改正前の民法は、「消費貸借によらないで」金銭その他の物を給付する義務を負う者がある場合に準消費貸借契約が成立する旨を規定し、文言上は、消費貸借に基づく債務を旧債務とする準消費貸借を除外していました（改正前§588）。もともと、判例（大判大2.1.24民録19輯11頁）はこれを認めていたことから、改正法は「消費貸借によらないで」との文言を削除して判例法理との整合を図りました。

なお、準消費貸借契約では、もともと契約に基づく目的物の引渡しは予定されていません。そのため、目的物の引渡しに代えて書面等を要求することによって軽率な合意を防ぐという趣旨が妥当せず、準消費貸借契約の成立に書面等は要求されません。

3 利息

改正前の民法は、消費貸借における利息の取扱いに関する規定を置いていませんでした。改正法は、貸主は、特約がなければ借主に対して利息を請求することができないとして（§589Ⅰ）、消費貸借は無利息が原則であり、利息の特約がある場合にのみ利息支払義務が生じるという従来からの解釈を確認的に規定しました。

また、利息の特約がある場合にいつから利息が発生するのかについて、判例（最判昭和33年6月6日民集12巻9号1373頁）は、消費貸借における利息は、元本利用の対価であり、元本の受領日から生ずるとしていました。改正法はかかる判例法理を明文化し、貸主は、借主が金銭その他の物を受け取った日以降の利息を請求することが

できることを規定しました（§ 589 II）。

4 返還時期の定め

改正前の民法は、返還時期を定めた消費貸借において、借主が返還期限前に目的物を返還できるのかに関して明文規定を置いていませんでした。

消費貸借における返還期限は、通常は借主のために設定されるものであり、借主に目的物を借り続ける義務を負担させる必要はありません。また、借主による期限前の返還によって貸主に損害が生じた場合には、借主に損害賠償義務を負わせることで対処できます。

改正法は、返還時期の定めの有無にかかわらず、借主は目的物をいつでも返還できることを規定するとともに（§ 591 II）、貸主が期限前に目的物の返還を受けたことによって損害を受けたときは、借主に対して、その賠償を請求することができる旨を規定しました（§ 591 III）。

第2 使用貸借

1 要物契約から諾成契約への変更

改正前民法のもとでは、使用貸借契約は、当事者の合意に加えて、借主が貸主から目的物を受け取ることによって成立する要物契約とされていました（改正前 § 593）。

要物契約とされた理由については、使用貸借契約が「無償」で目的物を使用・収益させる恩恵的な性格を有するものであるため、単なる合意がされたのみの段階で法的拘束力を与える必要はないからであるなどと説明されていました。

しかし、現代社会では、単なる恩恵ではなく、経済的取引の一貫として使用貸借が利用され、目的物を無償で使用収益できると考える借主の期待を保護すべき場面もあり、使用貸借の合意がされたにも関わらず、貸主が借主への引渡しを一方的に拒絶できるとするのでは、借主の保護に欠けるという問題意識が提起されていました。

そこで、改正法は、使用貸借契約を当事者間の合意によって成立する諾成契約とし（§ 593）、次項でみるとおり、一定の場合に貸主の解除権を認めることによって貸主の保護を図ることとしました。

2 借用物受取り前の解除権

使用貸借契約が無償の契約であることに鑑みると、いったん使用貸借の合意がされれば、いかなる場合であっても、貸主が借主に対して目的物の使用収益義務を負担するという解釈は、借主の保護に傾斜し過ぎ、バランスを欠きます。

そこで、改正法は、同じ無償契約である贈与契約と同様に（§ 550）、貸主の解除権を認めることによって使用貸借契約の法的拘束力を緩和することとしました。すなわち、貸主は、原則として、使用貸借契約の成立後も借主が目的物を受け取るまでは契約を解除することができ、例外的に合意が「書面」でなされた場合は、目的物の引渡前であっても解除ができないこととしました（§ 593 の 2）。解除ができないのはあくまで「書面」で合意された場合であり、合意が電磁的記録によってなされたときに書面でされたものとみなすといった規定（§ 587 の 2IV参照）は置かれていません。

なお、借主については、借用物の受取りの前後を問わず、いつでも契約を解除できる旨が規定されています（§ 598）。

3 使用貸借終了後の収去義務及び原状回復義務

(1) 収去義務

改正前の民法は、「借主は借用物を原状に復して、これに附属させた物を収去することができる」として、借主の収去権のみを規定しており（改正前 § 598）、収去義務は同条の解釈から導かれていました。

改正法は、借主の収去義務の重要性に鑑み、これを明文化することとし、収去権（§ 599 II）とともに収去義務（同 I 本文）を規定しました。また、収去義務が及ぶ附属物の範囲についても、①借用物から分離することができない物や、②分離するのに過分の費用を要する物についてはこの限りではない旨を規定し、従来の一般的解釈を明文化しています（§ 599 I 但書）。

(2) 原状回復義務

改正前の民法は、原状回復についても、借主の権利と読めるような規定の仕方をしていました（改正前 § 598）。改正法は、借主は借用物を受け取った後にこれに生じた損傷がある場合において、使用貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負い（§ 599 III）、その損傷が借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでないとして規定し（同項但書）、改正前の民法のもとの一般的解釈を明文化しました。

4 貸主の損害賠償請求権の時効期間（消滅時効の完成猶予）

借主の用法違反によって貸主に損害が生じた場合、貸主は借主に対して損害賠償請求できます。

改正前の民法は、用法違反による損害賠償請求について、貸主は借用物の返還を受けたときから 1 年以内に請求しなければならないと除斥期間を定めていました（改正

前 600 条) が、これとは別に用法違反をした時から起算される 10 年間の消滅時効 (改正前 167 I) にも服します。

民法が起草された当初は長期間の使用貸借は予定されていませんでしたが、現代社会では 10 年以上にわたって継続する使用貸借も存在します。そのため、貸主が目的物の返還を受けたときには、すでに用法違反から 10 年が経過し消滅時効が完成しており、貸主が損害賠償請求をできなくなる事態も生じ得ます。そこで、改正法は、借主の用法違反によって生じる損害賠償請求権については、貸主が目的物の返還を受けた時から 1 年を経過するまでの間は消滅時効が完成しない旨を規定しました (§ 600 II)。

(執筆者 弁護士 高木 洋平)